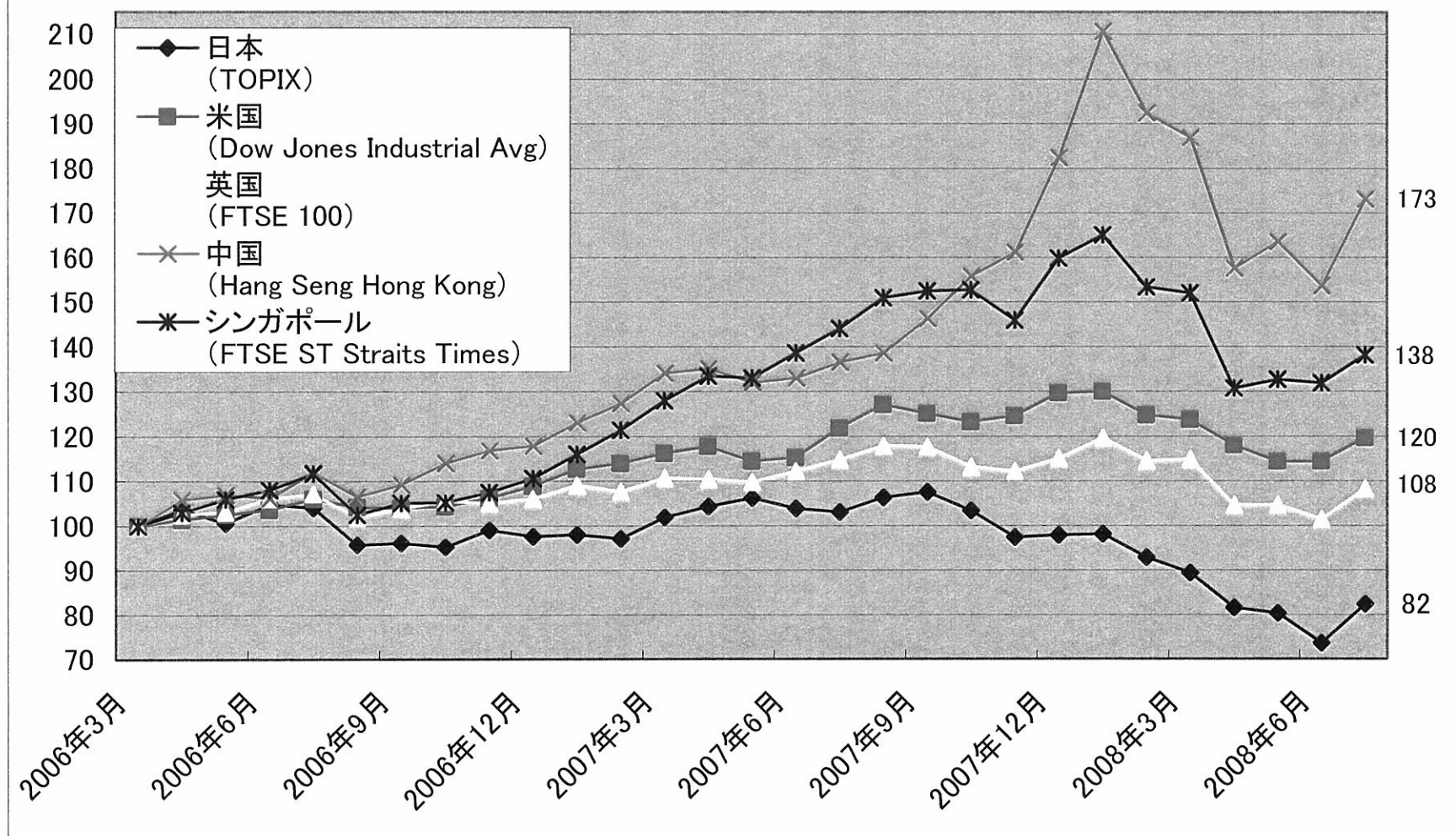


(参考) 株式市場の状況

各国主要株価指数の推移
(2006年3月末を100とした場合)



IV. 金利規制の今後のあるべき姿

私案1—規制一切なし

商品・サービスの「価格」にあたる金利は、本来的にはマーケットメカニズムにおいて決められるべきものであり、その方が利用者(=資金需要者)の効用が最大化される。従って、金利についての規制は全て廃止する。ただし、要すれば、マーケットメカニズムが適切に機能するための環境整備を行うこととする。

私案2—事業者向けのみ規制なし

金利規制により事業者の資金繰りに支障が生じていることや、事業者は消費者に比べ金融知識も豊富であり、その経営判断を尊重すべきであること等を踏まえ、事業者向け融資については、金利規制の適用除外とする。

(参考1)総量規制については、法令上、消費者と事業者(法人・個人事業者)とで異なる取り扱いとされ、事業者については適用されない。ただし、現行内閣府令の「個人事業者」の範囲(実地調査等による事業の実態の確認、事業計画に照らし返済能力があると認められること等が要件)は狭すぎるのではないか。

(参考2)上限金利がM&AにおけるLBOファイナンス・MBOファイナンスの制約となり、M&Aの停滞を招いているとの見方もある。

私案3—事業者向け短期のみ規制なし

短期融資(期間1年未満)については、金利の経営負担も恒常化しないことや、また、健全な事業者のいわゆる資金繰り倒産・黒字倒産を回避する観点等から、事業者向けの短期融資については、金利規制の適用除外とする。